

新潟市水道局 信濃川浄水場・青山浄水場運転監視業務委託特記仕様書

1 総則

信濃川浄水場および青山浄水場での運転監視業務、日常点検業務、保守点検業務等について詳細を定める。

2 対象施設

委託業務の範囲となる対象施設は、次に示す施設のとおりとする。

- (1) 信濃川浄水場 常駐施設 (新潟市江南区祖父興野 160 番地 1)

信濃川浄水場の遠隔監視制御下にある無人施設

- ア 信濃川取水場 遠方監視・制御 (新潟市江南区太右エ門新田 144 番地 1)

- (2) 青山浄水場 常駐施設 (新潟市西区青山水道 1 番 1 号)

青山浄水場の遠隔監視制御下にある無人施設

- ア 信濃川取水場 遠方監視・制御 (新潟市江南区太右エ門新田 144 番地 1)

- イ 南山配水場 遠方監視・制御 (新潟市中央区旭町通 2 番地 5229 番地 8)

- ウ 内野配水場 遠方監視・制御 (新潟市西区五十嵐 2 の町 9146 番地 1)

3 業務内容

受託者の実施する業務の内容は次のとおりとする。

(1) 運転監視業務

- ・受託者は、前項に示した取水施設、浄水施設および配水施設等（以下「水道施設」）において、施設として異常なく運転し、水量管理、薬品注入、水質管理において定められた範囲で処理されていることを監視し、必要に応じて適宜修正操作を行うこと。
- ・場外施設においては、機器の運転状況および配水池水量の適切な管理と操作を行い、安定給水を行うこと。
- ・運転監視業務には、ジャーテストおよび簡易な水質試験等の状態確認のため必要な作業を含む。

(2) 日常点検業務

- ・受託者は、浄水場の施設点検を適宜行い、所定の点検簿に記録するものとする。
- ・施設点検時に発見した故障や異常のうち、軽微な修理（ポンプグランド増し締めや池内の異物除去など）は受託者が実施すること。
- ・点検頻度および内容については委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- ・施設点検の結果については、所定の点検簿を翌週初めに委託者に提出し報告すること。

(3) 保守点検等業務

- ・受託者は、当該年度の月間業務実施計画書に基づき、別紙－１に記載の浄水場内設備に対する保守点検等業務を行うものとする。
- ・本業務のうち委託者と共同で実施するものは、原則として開庁時間帯（国民の祝日、休日、振替休日および年末年始の休日を除く月曜から金曜の午前８時３０分から午後５時１５分まで。以下、「開庁時」という。）に行うこと。
- ・本業務の詳細な実施日程については、委託者と協議の上決定するものとする。なお、臨時に発生した業務については、この限りでない。
- ・本業務にあたり、設備の構造、動作特性、性能、機能および設備機器の重要性、目的等を熟知するとともに、機器等の点検整備については、各機器取扱説明書やマニュアル、点検簿等に基づき、その定めるところにしたがって実施すること。
- ・点検等の実施中に、浄水処理等に重大な影響を与える不具合の発見または事故が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに、委託者に報告し、その指示に従うこと。
- ・点検等の実施終了後、１０開庁日以内に実施結果を所定の記録簿により委託者に報告すること。
- ・点検実施等の詳細な内容については、委託者と受託者が協議のうえ定める。

（４） 薬品等管理業務

- ・薬品および非常用自家発電設備燃料管理について、受託者は別紙－２の浄水場に関する業務を行うこと。
- ・本業務は原則として開庁時に行うものとするが、委託者が開庁時以外の時間帯（以下「閉庁時」という。）での業務実施が必要と判断した場合、委託者と受託者が協議のうえ対応すること。
- ・受託者は、薬品受け入れの立ち会い時では、納品伝票および受入れ量の確認、薬品の簡易検査を実施する。
- ・受入れ時に、薬品の異常等が確認された場合は、直ちに受け入れを中止し、委託者に報告を行いその指示に従うこと。
- ・納品伝票は、必要事項を記入の上、速やかに委託者に提出すること。
- ・別紙－２記載の薬品および非常用自家発電設備燃料の在庫管理は委託者が行うものとする。
- ・業務の開始時期および方法等の詳細な内容については、委託者と受託者が協議のうえ定める。

（５） 排水処理管理業務

- ・受託者は、原則として排水処理施設の下記管理業務を行うこと。
 - ア 天日乾燥床上澄水排水装置の設置、取外しおよび保管管理
 - イ 送泥ポンプによる天日乾燥床への汚泥張込み高さの調整
 - ウ 天日乾燥床乾燥促進を目的とした汚泥張込み後の上澄水排水
 - エ 浄水発生土の品質管理（簡易な抜根除草、含水率管理（水分計による含水率測定））
 - オ 排水処理に係るデータの整理

- ・業務の実施時期および詳細な内容については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(6) 情報連絡業務

- ・関係機関または他事業体の間に定められた連絡業務を、所定の体制によって行うこと。

(7) 市民対応等

- ・市民等からの問合せ、苦情等に対し、開庁時にあつては速やかに委託者に取り次ぐものとする。また、閉庁時にあつては所定の手順を基に対応するものとする。
- ・水道施設の運転監視に関係しない内容の場合は、水道局お客さまコールセンターを案内すること。

(8) 構内除雪業務

- ・冬季における積雪の際は、保守管理業務等に影響が出ないよう、必要な浄水場構内道路や駐車場および点検巡視通路の通行確保のため除雪業務を行うものとし、詳細は委託者と受託者協議のうえ定める。
- ・受託者は、浄水場に配備されているホイールローダーを使用して構内除雪作業を行うことができる。その場合、ホイールローダーの運転は車両系建設機械の運転資格を有するものが行うこと。

(9) 防犯管理

- ・水道施設の不法侵入を防止するため、閉庁時の管理館および正門の扉の開閉と施錠の管理を行うこと。また、場内の各施設出入口は常時施錠とする。
- ・水道施設に設置されている監視カメラ等により、防犯上異常が無いか常に施設の監視を行うこと。

別紙－1

施設	点検項目	信濃川浄水場	青山浄水場
場内全般	浄水場施設月例点検	◎	◎
非常用発電機	無負荷定期運転	○	○
水質計器	定期点検（年点検除く）	◎	◎
	水質計器用試薬作成	○	○
	指示値誤差校正	○	○
魚類監視装置	飼育管理	○	○

＜対象は浄水場内設備とする。＞

凡例 ◎：委託者と受託者が協同または交替で実施

○：受託者が実施

－：委託者が実施

別紙－2

	薬品名	業務	信濃川浄水場	青山浄水場
1	ポリ塩化アルミニウム	受入れ立会い	○	○
2	次亜塩素酸ナトリウム	受入れ立会い	○	○
3	水酸化ナトリウム	受入れ立会い	○	○
4	活性炭	受入れ立会い	－	○
		溶解作業	－	－
5	灯 油 軽 油※	受入れ立会い	○	○

＜対象は浄水場内設備とする。＞

凡例 ◎：委託者と受託者が協同または交替で実施

○：受託者が実施

－：委託者が実施

×：該当せず

※ホイールローダーを使用して除雪作業を行う場合、ホイールローダーの燃料受け入れを含む